

全 員 協 議 会 資 料

令和8年 1月 7日

1. 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業について
(なばりの未来創造部) . . . P 2～5
・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業（概要版） . . . 別紙

2. その他（報告）
専決処分した事件（損害賠償請求の和解）について
(消防本部) . . . P 6

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業について

1. 概要

令和7年11月21日の閣議において、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するための物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（以下「交付金」といいます。）の拡充が決定され、その予算が盛り込まれた国の令和7年度補正予算が同年12月16日に成立しました。

今回、この交付金を活用した事業の実施のための予算について、令和7年度一般会計補正予算（第8号）に計上するものです。

2. 対象となる事業

交付金の交付の対象となる事業は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を主たる目的とする事業であって、支援の効果が当該生活者等に直接的に及ぶ事業とされています。

○推奨事業メニュー

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を目的とする事業であり、効果的と考えられる推奨事業メニューを国が提示しています。

推奨事業メニュー	
(生活者支援)	(事業者支援)
① 食料品の物価高騰に対する特別加算	⑥ 中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備
② 物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援	⑦ 医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援
③ 物価高騰に伴う子育て世帯支援	⑧ 農林水産業における物価高騰対策支援
④ 消費下支え等を通じた生活者支援	⑨ 中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援
⑤ 省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	⑩ 地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

※推奨事業メニューよりも更に効果があると判断する事業も交付金の活用が可能です。

3. 実施する事業の内容

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を支援するため、
P 4・5 の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業一覧表のとおり事業を実施します。

4. 交付限度額及び財源

771,486千円

(うち食料品の物価高騰に対する特別加算：283,007千円)

※国庫補助金10／10

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業一覧表

No.	部局・室	事業名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	必要経費 （千円）	推奨事業メニュー番号	事業開始 時期	事業終了 時期
1	生活応援事業プロジェクトチーム	生活応援事業	①食料費等の物価高騰に直面している市民を応援するため、全市民を対象とした現金給付を行います。 ②給付費、事務費 ③総事業費 396,550,000円 ・給付費 73,310人×5,000円＝366,550,000円 ・事務費 30,000,000円 ④名張市の住民基本台帳に登録されている者	396,550	【生活者支援】①食料品の物価高騰に対する特別加算	R8,1	R9,3
2	生活応援事業プロジェクトチーム	生活応援事業 【低所得世帯加算分】	①食料費等の物価高騰に直面している市民を応援するため、全市民を対象とした現金給付を行うことに併せて、特に物価高騰の影響を受けている低所得世帯に5,000円を加算します。 ②給付費、事務費 ③総事業費 50,000,000円 ・給付費 9,000世帯×5,000円＝45,000,000円 ・事務費 5,000,000円 ④住民税非課税世帯及び予期せずに令和7年1月1日以降に家計が急変し、住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯	50,000	【生活者支援】②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援	R8,1	R9,3
3	福祉子ども部 保育幼稚園室	保育施設等主食費・副食費無償化事業	①物価高騰による保護者負担の軽減を図るため、教育・保育施設に在園する市認定児童の主食費・副食費を令和8年4月から12月までの9か月間無償化します。 ②保育所費（民生離入・委託料）、民間保育所措置費（扶助費） ③総事業費 56,522,055円（主食費18,072,000円、副食費38,450,055円） （公立・保育所費/民生離入） ・主食費 1,149,000円（≒1,500円/月×延べ766人（9か月））＝1,149,000円 ・副食費 2,131,500円（≒4,900円/月×延べ439人（9か月））＝2,131,500円 （私立・民間保育所措置費/扶助費） ・主食費 16,842,000円（≒1,500円/月×延べ11,228人（1号3,754人、2号7,474人）（9か月））＝16,842,000円 ・副食費 36,166,655円（1号≒245円/日×延べ42,039日（9か月））＝10,299,555円、2号≒4,900円×延べ5,279人（9か月））＝25,867,100円 （市外・保育所費/委託料） ・主食費81,000円（≒1,500円/月×延べ54人（1号43人、2号11人）（9か月））＝81,000円 ・副食費151,900円（1号≒245円/日×延べ440日（9か月））＝107,800円、2号≒4,900円×延べ9人（9か月））＝44,100円 ④教育・保育施設に在園する市認定児童	56,523	【生活者支援】③物価高騰に伴う子育て世帯支援	R8,4以降	R9,3
4	教育委員会 教育総務室	学校給食費無償化事業	①物価高騰による保護者負担の軽減を図るため、国の小学校給食費無償化施策分と実際の給食費との差額を補填することにより、令和8年4月から12月まで（8月は夏季休暇）の給食費を8か月分無償化します。 ②国の小学校給食費無償化分と実際の給食費との差額に係る経費 ③総事業費 36,400,000円 ・児童数 3,500人（令和7年12月15日現在3,483人）×1,300円（給食費6,500円－国の給食費無償化分5,200円）×8か月＝36,400,000円 ④名張市立小学校14校に通学する児童の保護者	36,400	【生活者支援】③物価高騰に伴う子育て世帯支援	R8,4以降	R9,3
5	教育委員会 教育総務室	中学生家庭支援事業	①食料費等の物価高騰に直面している中学生の世帯を応援するため、デジタル商品券（デジタル対応が困難な場合は紙媒体で対応）を配布します。 ②対象者に配付するデジタル商品券等の調達費、事務費 ③総事業費 42,337,890円 ・調達費 2,100人×20,000円＝42,000,000円 ・事務費 337,890円 ④(1)令和8年4月1日を基準日として、名張市の住民基本台帳に登録されている者のうち平成23年4月2日から平成26年4月1日までに生まれた者、(2)(1)以外の者で、名張市立中学校に在籍する生徒	42,338	【生活者支援】③物価高騰に伴う子育て世帯支援	R8,4以降	R9,3
6	なばりの未来創造部 総合企画政策室	若者応援事業	①食料費等の物価高騰に直面している若者を応援するため、デジタル商品券（デジタル対応が困難な場合は紙媒体で対応）を配布します。 ②対象者に配付するデジタル商品券等の調達費、事務費 ③総事業費 49,788,410円 ・調達費 4,900人×10,000円＝49,000,000円 ・事務費 788,410円 ④(1)令和8年4月1日を基準日として、名張市の住民基本台帳に登録されている者のうち平成16年4月2日から平成23年4月1日までに生まれた者、(2)配属者からの暴力等を理由に住民基本台帳に登録されず（住民票を移さず）に名張市へ避難している者に同伴して避難している者のうち平成16年4月2日から平成23年4月1日までに生まれた者、(3)名張市の住民基本台帳に登録されている者と生計を一にしてその者に監護及び養育される者であって名張市以外の住民基本台帳に登録されている平成16年4月2日から平成23年4月1日までに生まれた者	49,789	【生活者支援】④消費支え等を通じた生活者支援	R8,4以降	R9,3
7	産業部 商工経済室	エネルギー価格等高騰対応生産性向上・業態転換支援事業	①エネルギー価格・物価高騰の影響を受けている中小企業等が、それらの影響を緩和するために生産性向上や業態転換を行い、意欲的に経営向上を目指す取組を支援します。 ②補助金交付に係る経費 ③総事業費 50,000,000円 ・0万円（下駄）～50万円（上限）、2/3補助 150事業者 ④法人・個人事業主	50,000	【事業者支援】⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備	R8,4以降	R9,3
8	福祉子ども部 介護・高齢支援室	物価等高騰に伴う高齢者施設等支援事業	①物価高騰の影響を受け、介護サービス事業所等の運営経費の増大が生じている状況の中、令和8年1月から3月までの3か月間において、食料費、光熱費及び燃料費の一部を支援することにより、負担軽減を図り、安定的かつ継続的なサービスの提供を支援します。 ②食料費、光熱費、燃料費 ③総事業費 18,065,325円 ・食料費、光熱費高騰分 17,015,325円 入所系 単価×定員数×月数（3か月） 通所系 単価×定員数×月数（3か月） 訪問系 単価×事業所数×月数（3か月） ・燃料費高騰分 1,050,000円 入所系 単価×事業所数×月数（3か月）×車両数 通所系 単価×事業所数×月数（3か月）×車両数 訪問系 単価×事業所数×月数（3か月）×車両数 ④介護サービス事業所等（170事業所等）	18,066	【事業者支援】⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	R8,1	R8,3
9	福祉子ども部 障害福祉室	物価等高騰に伴う障害福祉サービス等事業所支援事業	①物価高騰の影響を受け、障害福祉サービス事業所の運営経費の増大が生じている状況の中、令和8年1月から3月までの3か月間において、食料費、光熱費及び燃料費の一部を支援することにより、負担軽減を図り、安定的かつ継続的なサービスの提供を支援します。 ②食料費、光熱費、燃料費 ③総事業費 5,915,145円 ・食料費、光熱費高騰分 5,433,195円 入所系 単価×定員数×月数（3か月） 通所系 単価×定員数×月数（3か月） 訪問系 単価×事業所数×月数（3か月） ・燃料費高騰分 481,950円 入所系 単価×事業所数×月数（3か月）×車両数 通所系 単価×事業所数×月数（3か月）×車両数 訪問系 単価×事業所数×月数（3か月）×車両数 ④障害福祉サービス事業所（102事業所）	5,916	【事業者支援】⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	R8,1	R8,3
10	福祉子ども部 子ども家庭室	子ども食堂運営補助事業	①物価高騰に直面している子ども食堂を運営する事業者に対し、補助金を交付することにより、事業者の負担軽減を図ります。 ②子ども食堂への補助金支給に係る経費 ③総事業費 600,000円 ・6団体×100,000円 ④なばりこども・地域食堂ネットワーク連絡会に登録し、継続的に活動している団体	600	【事業者支援】⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	R8,4以降	R9,3
11	福祉子ども部 医療福祉総務室	名張市立病院支援事業	①物価高騰に直面している2次救急医療機関である公的なサービスを担う名張市立病院に対して、光熱費高騰分を支援します。 ②光熱費高騰分（R4～R8,3分） ③総事業費 33,139,000円 ・電気・燃料調整単価差額（令和7年度見込み・令和3年度）×令和7年度予定使用量 20,820,000円 ・ガス・燃料費調整単価差額（令和7年度見込み・令和3年度）×令和7年度予定使用量12,319,000円 ④地方独立行政法人名張市立病院	33,139	【事業者支援】⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	R8,1	R8,3

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業一覧表

No.	部局・室	事業名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	必要経費 （千円）	推奨事業メニュー番号	事業開始 時期	事業終了 時期
12	産業部 農林資源室	農業経営継続支援事業	①エネルギー価格・物価高騰の影響を受けている認定農業者をはじめ、地域計画に地域の農業を担う者として位置付けられている農業者に対し、支援金を交付することにより、負担軽減や地域農業の維持を図ります。 ②補助金交付に係る経費 ③総事業費 15,083,000円 ・認定農業者及び認定新規就農者 50人×100,000円＝5,000,000円 ・地域の農業を担う者 200人×50,000円＝10,000,000円 ・事務費 83,000円 ④認定農業者、認定新規就農者、地域計画において地域の農業を担う者として位置付けられる者	15,083	【事業者支援】⑧農林水産業における物価高騰対策支援	R8.4以降	R9.3
13	産業部 農林資源室	森林整備促進緊急対策事業	①エネルギー価格・物価高騰の影響を受けている市内の人工林で間伐等を行い木材搬出を行う林家又は認定林業事業体に対し、業務省力化に資する林業機械を導入しようとする経費の一部を支援することにより、負担軽減や地域林業の維持を図ります。 ②補助金交付に係る経費 ③総事業費 4,000,000円 ・400,000円×10件＝4,000,000円（上限50万円）、2/3補助 ④林家又は認定林業事業体	4,000	【事業者支援】⑧農林水産業における物価高騰対策支援	R8.4以降	R9.3
14	—	公共施設の光熱費高騰分への充当	①保育施設、学校施設等（地方公共団体が運営する直接住民の用に供する施設）のエネルギー価格高騰分に対し、当該交付金の一部を充当することで、市民サービスを低下させることなく施設の運営を行います。 ②光熱費高騰分 ③総事業費 41,054,100円 ・単価差（令和7年度見込み：令和3年度実績）×令和7年度見込使用料金＝41,054,100円 ④保育施設、学校施設等	13,082	①上記の推奨事業メニューよりも更に効果があると考ええる事業	R8.4以降	R9.3

合計 771,486

専 決 処 分 書

損害賠償請求の和解について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、車両損傷事故に係る和解について、次のとおり専決処分する。

1. 和解の相手方

名張市東町1697番地1
株式会社 メディソップ
代表取締役 宮本 勝行

2. 損害賠償の額

234,971円

3. 和解の要旨

令和7年10月27日午前9時14分頃、救急隊員が運転する車両が通報元の個人宅へ救急出場した際、当該個人宅前の路上に停車中の相手方が所有する車両のフロントバンパー右側方に接触し、損傷させた車両損傷事故に係る費用について、双方協議の結果、上記損害賠償の額で和解する。

令和7年12月13日

名張市長 北 川 裕 之